事　務　連　絡
令和７年１月９日

入札参加の皆様へ

赤　磐　市

建設工事等に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

記

１．赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱の一部改正

（１）主な改正内容

種別	工事設計金額 （消費税額を含む。）	入札参加資格者
土木一式	２億円以上	特A
	８，０００万円以上２億円未満	A以上
	３，５００万円以上８，０００万円未満	B以上
	１，０００万円以上３，５００万円未満	C以上
	１，０００万円未満	D以上
建築一式工事	２億円以上 ※２億円以上４億円未満	特A ※A
	８，０００万円以上２億円未満	A以上
	３，０００万円以上８，０００万円未満	B以上
	５００万円以上３，０００万円未満	C以上
	５００万円未満	D以上
その他の建設工事	４，０００万円以上	A
	２，０００万円以上４，０００万円未満	B以上
	５００万円以上２，０００万円未満	C以上
	５００万円未満	D以上

※印について、該当の工事難易度が易い又はやや難の場合で、市内・準市内業者に限り適用する。

（２）施行年月日

令和７年１月９日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。